

旭川市宿泊税使途検討協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、観光の振興に関する事業に必要な経費に充てるため課する旭川市宿泊税（以下「宿泊税」という。）の使途について、本市における観光関連事業者から広く意見を聴取し、検討及び協議を行うため開催する、旭川市宿泊税使途検討協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 宿泊税の使途に関すること。
- (2) その他宿泊税の使途に係る必要な事項

(参加者)

第3条 協議会の参加者は、旭川市内で事業を営む観光関連事業者又はその他市長が必要と認めた者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、旭川市観光スポーツ部観光課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において協議し定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行し、令和8年3月31日をもってその効力を失う。